

すべての製造所等の所有者等には、その位置、構造及び設備の技術上の基準（消防法第 12 条第 1 項）を維持する義務が課せられています。

このうち、事故に結びつきやすい製造所等や、比較的大規模な製造所等については、その構造及び設備が技術上の基準に適合しているかについて、定期に点検し、その点検記録を作成し、一定期間保存することが義務付けられています。

また、これに反し点検を実施せず、虚偽の点検記録を作成又は点検記録を保存しなかった場合は、罰金又は罰則が適用される場合があります。

※定期点検の具体的な点検項目及び点検方法については、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成 3 年 5 月 28 日付け消防危第 48 号消防庁危険物規制課長通知）を参照してください。

## 点検実施者

定期点検は、危険物取扱者または危険物施設保安員が行わなければならないとされていますが、危険物取扱者の立会いを受けた場合は、危険物取扱者以外の者でも点検を行うことができます。

※ 地下貯蔵タンク、地下埋設配管、移動タンク貯蔵所の漏れの有無等を確認する点検については、規則第 62 条の 6 により「点検の方法に関する知識及び技能を有する者」が実施しなければなりません。

## 点検記録事項

- (1) 点検をした製造所等の名称
- (2) 点検の方法及び結果
- (3) 点検年月日
- (4) 点検を行った危険物取扱者、危険物施設保安員、点検に立ち会った危険物取扱者の氏名

## 点検の時期

定期点検は原則として 1 年に 1 回以上必要です。

○ただし、以下についてはこの限りではありません

\* 1,000kl 以上 10,000kl 未満の屋外タンク貯蔵所の内部点検・・・13 年に 1 回以上

\* 移動タンク貯蔵所の構造（水圧試験に係る部分に限る）の点検・・・5 年に 1 回以上

屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所の他の部分については原則どおりです。

また、地下貯蔵タンク、地下埋設配管の漏れの点検は、設置後 15 年以内のもの及び必要な措置を講じたものについては、3 年に 1 回以上となります。

## 保存期間

点検記録は、以下の区分に従い保存期間が定められています。

\* 1,000kl 以上 10,000kl 未満の屋外タンク貯蔵所の内部点検・・・原則 26 年間

\* 移動貯蔵タンクの漏れに関する点検記録・・・・・・・・・・・・・・10 年

\* 上記以外の点検記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 年